

第5回 商標とは何ぞや？

商標とは、自社の商品（又はサービス）を他社と区別するために使用する「マーク」であり、貴社の信用を蓄積し、保護するのに重要です。

他社の商品（又はサービス）と区別するために用いる「マーク」は、時に、由緒伝来を表す言葉であったり、ユニークな言葉であったり、図形であったりします。

この頃は、コカコーラのビンのような商品や容器の形状、フライドチキンのカーネルおじさんのようなマスコットなどの立体的形状も商標登録の対象とされています。これらを立体商標登録といいます。

商標権は永久権ですが、更新手続きが必要です。

商標権は、特許権、実用新案権、意匠権と異なり、永久権です。

但し、登録の更新手続きが必要であり、商標権の存続期間の満了前六ヶ月から満了日までに行わなければなりません。

不適切な使用で権利は失効

商標はそれを使用する自社の商品（サービス）について登録され〔これを指定商品（サービス）といいます。〕、例えば、他人の登録商標と同一商標であっても、その使用する商品（サービス）が異なるなど、登録を阻害する理由がなければ登録されます。

しかし、登録しても使用しないと登録が取り消されます。即ち、登録商標を継続して三年間、指定した指定商品（サービス）に使用していないと、誰でもそれを理由として、特許庁に商標登録の取り消しを求めて審判を請求できるのです。

これを不使用取消審判といいます。

商標管理をしないと一般名称化することがあります。

登録した商標も適正に管理していないと、商標が一般名称になってしまい権利行使ができなくなることもあります。

これを登録商標の一般名称化といいます。

例えば、「味の素」は一般名称化しそうになりましたが、無断使用者に対する警告の徹底によって免れることができました。

商標調査

登録された商標と同一または類似の商標を、その商標の指定商品（サービス）に使用すると、商標権侵害となりますので、新商標を使用開始する前に抵触する他人の先行権利がないか調査することが必要です。

簡単な商標調査は自分でできますので、弊所のホームページを参照ください。

商標権の売買

商標権は知的財産権ですので、その商標の指定商品（サービス）毎に、他人に売買することもできます。

知的財産権の範囲は次の通りです。

	種別	保護内容	権利期間
知的 財 産 権	特許権	発明	出願から 20 年
	実用新案権	考案（小発明）	出願から 10 年
	意匠権	創作	登録から 20 年
	商標権	商品・役務	登録から 10 年 （更新可能）
	不正競争の防止	営業秘密 著名な商品などの表示	
著 作 権	著作権	著作物 プログラム データベース	著作者の死亡から 50 年

次回（第 6 回）は、「著作権とは何ぞや？」についてお話しをします。